

議案説明資料

令和5年第5回市議会（定例会）

- 議案第184号 令和5年度福岡市一般会計補正予算案 . . . P 1
- 議案第202号 アイランドシティ地区小学校校舎棟新築工事請負契約の一部変更について . . . P 14
- 議案第203号 アイランドシティ地区小学校講堂兼体育館棟新築工事請負契約の一部変更について . . . P 15
- 議案第204号 小学校校舎の取得について . . . P 17
- 議案第208号 学校の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について . . . P 21

令和5年9月
教育委員会

議案第184号 令和5年度 福岡市一般会計補正予算案(教育委員会所管分)

一 令和5年度 福岡市一般会計補正予算事項別説明書(教育委員会所管分)

(歳入)

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
				千円	千円	千円
4	19款 国庫支出金	2項 国庫補助金	11目 教育費金 国庫補助金	2,252,432	3,272	2,255,704
6	26款 市債	1項 市債	11目 教育債	7,946,000	168,000	8,114,000
	その他の科目 (本補正外)			34,374,684	—	34,374,684
合計				44,573,116	171,272	44,744,388

説 明
教育支援体制整備事業費補助金 教育支援体制整備事業費補助金交付要綱に基づく補助金の追加
学校建設債 学校建設事業に充当する起債の追加

(歳出)

予算案 説明書 ページ	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額	
					特 定	
					国県支出金	地 方 債
		千円	千円	千円	千円	千円
	12款 教 育 費	139,014,812	234,894	139,249,706	3,272	168,000
12	3項 小・中学校 建設費	10,982,774	225,076	11,207,850	—	168,000
13	1目 小 学 校 費 建 設 費					
12	3項 小・中学校 建設費	5,424,345	9,818	5,434,163	3,272	—
13	2目 中 学 校 費 建 設 費					
	そ の 他 の 科 目 (本 補 正 外)	122,607,693	—	122,607,693	—	—
	合 計	139,014,812	234,894	139,249,706	3,272	168,000

の 財 源 内 訳			説 明
財 源		一般財源	
そ の 他	計		
千円	千円	千円	
—	171,272	63,622	
—	168,000	57,076	<p>1. 小学校建設費 225,076 千円</p> <p>○ アイランドシティ地区新設校整備の追加 225,076 千円</p> <p>〔 関連歳入 (26) 市債 学校建設債 168,000 千円 〕</p> <p style="text-align: center;">事業概要（補正の内容・理由）</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">インフレスライド条項の適用に伴う増額分を計上するもの。</p>
—	3,272	6,546	<p>2. 中学校建設費 9,818 千円</p> <p>○ 校舎等整備費の追加 9,818 千円</p> <p>〔 関連歳入 (19) 国庫支出金 教育支援体制整備事業費補助金 3,272 千円 〕</p> <p style="text-align: center;">事業概要（補正の内容・理由）</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">不登校特例校の設置に向けた検討経費等を計上するもの。</p>
—	—	—	
—	171,272	63,622	

二 債務負担行為補正

予算案 説明書 ページ	会計名	事 項	限度額		前年度末までの支出額	
					期間	金額
32 33	一 般 会 計	公益財団法人福岡市施設整備公社が立替施行した学校施設の取得（令和4年度分）（インフレスライド条項適用に伴う増額分）	補正前の額	千円 —	—	千円 —
			補正額	総額100,000千円を限度とする学校施設の建設費用及びこれに対する利息の合計額相当額※	—	—
			補正後の額	総額100,000千円を限度とする学校施設の建設費用及びこれに対する利息の合計額相当額※	—	—

三 地方債補正

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
学 校 建 設 費	千円 7,690,000	千円 7,858,000

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
期間	金額 千円	特定財源			一般財源又は 当該事業財源 千円
		国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
—	—	—	—	—	—
令和6年度から 令和10年度まで	総額100,000千円 を限度とする学校 施設の建設費用 及びこれに対する 利息の合計 額相当額※	公立学校施設 整備費国庫負 担金(負担率2 分の1)※	起債対象額の 90パーセント ※	—	総額100,000千円 を限度とする学校 施設の建設費用 及びこれに対する 利息の合計相当額 から特定財源の額 を控除して得た額 相当額※
令和6年度から 令和10年度まで	総額100,000千円 を限度とする学校 施設の建設費用 及びこれに対する 利息の合計 額相当額※	公立学校施設 整備費国庫負 担金(負担率2 分の1)※	起債対象額の 90パーセント ※	—	総額100,000千円 を限度とする学校 施設の建設費用 及びこれに対する 利息の合計相当額 から特定財源の額 を控除して得た額 相当額※

説	明
	学校建設事業に充当する起債の追加

不登校児童生徒に対する支援について

1 福岡市の状況

(1) 不登校児童生徒数

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (速報値)
小学校	522 人	871 人	1,059 人	1,480 人	1,997 人
中学校	1,292 人	1,634 人	1,660 人	2,055 人	2,403 人
合計	1,814 人	2,505 人	2,719 人	3,535 人	4,400 人

(2) 不登校への対応

①これまでの主な支援策（令和 4 年度まで）

- ・いじめや不登校の未然防止及び早期発見のため、Q-U アンケートを実施
(小学校 4 年生～中学校 3 年生)
- ・スクールカウンセラーを全ての市立学校に週 2 日配置
- ・スクールソーシャルワーカーを全ての市立学校に配置
- ・全中学校に校内適応指導教室を設置し、教育相談コーディネーター（専任の不登校対応教員）を配置
- ・不登校児童生徒の学校復帰及び社会的自立のため、校外適応指導教室を市内 4 カ所に設置

②新たな支援策（令和 5 年度）

- ・Q-U アンケートの対象を小中学校の全学年に拡大
- ・ひきこもりがちな児童生徒を支援する「オンラインルーム」の開設
- ・自宅や適応指導教室での学び直しに活用する動画教材の導入
- ・更なる支援策検討のため、不登校児童生徒等に対するアンケート調査を実施

2 不登校児童生徒等に対するアンケート調査

福岡市教育委員会では、不登校児童生徒に対する支援のあり方を検討するため、以下のとおりアンケート調査を実施した。

(1) 調査期間

令和 5 年 6 月 26 日から 7 月 27 日まで（7 月 28 日以降も回答は受付）

(2) 調査方法

- ・スマートフォン、1 人 1 台端末からアンケートに回答
- ・紙による回答希望者は、郵送にて回答

※児童生徒や保護者の状況を考慮の上、配付。

(3) 調査対象・回答数（令和5年7月27日時点）

配付対象者	有効回答数	
令和4年度に不登校状態にあった小学校5～6年生及び中学生	1,298人	142人
令和4年度に不登校状態にあった小・中学生の保護者（全学年）	1,405人	362人

(4) 調査結果（概要） ※調査の結果（詳細）は別紙のとおり

① 基本属性

ア 学年

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	無回答	計
児童	—	—	—	—	19人	20人	25人	35人	40人	3人	142人
生徒	—	—	—	—	13.4%	14.1%	17.6%	24.6%	28.2%	2.1%	100%
保護者	11人	16人	20人	23人	46人	59人	45人	75人	63人	4人	362人
	3.1%	4.4%	5.5%	6.4%	12.7%	16.3%	12.4%	20.7%	17.4%	1.1%	100%

② 登校状況について

ア 休み始めた時期

○小学3年から5年の間に休み始めた児童生徒が多くなっており、中学2年も多い。

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	無回答	計
児童	4人	6人	23人	24人	27人	17人	5人	23人	3人	10人	142人
生徒	2.8%	4.3%	16.2%	16.9%	19.0%	12.0%	3.5%	16.2%	2.1%	7.0%	100%
保護者	45人	40人	24人	33人	59人	46人	7人	32人	2人	74人	362人
	12.4%	11.1%	6.6%	9.1%	16.3%	12.7%	1.9%	8.8%	0.6%	20.5%	100%

イ 休み始めたきっかけ ※複数回答可

■児童生徒（上位5項目を抜粋）

○「学校に行きたくない気持ちになった」、「学校が怖くなった」と漠然とした不安感が多いが、その多くは「友だち関係」など具体的な理由も複数あわせて回答している。

	児童生徒	
学校に行きたくない気持ちになった	82人	57.7%
友だち関係	49人	34.5%
学校が怖くなった	39人	27.5%
クラスのこと	39人	27.5%
先生のこと	38人	26.8%

■保護者（上位5項目を抜粋）

○児童生徒同様、「学校に行きたくない気持ちになった」が最も多いが、多くが「友だち関係」など具体的な理由も複数あわせて回答している。

	保護者	
学校に行きたくない気持ちになった	188人	51.9%
友だち関係	126人	34.8%
先生のこと	100人	27.6%
体調が悪くなった	79人	21.8%
学校が怖くなった	75人	20.7%

③ 現状の課題及び求める支援について

ア 児童生徒の現在の不安・悩み ※複数回答可

■児童生徒（上位5項目を抜粋）

○休み始めたきっかけと比較すると「勉強のこと」、「進路のこと」の割合が高く、不登校の状態が継続することで勉強や進路についての不安が大きくなっている。

	児童生徒	
勉強のこと	71人	50.0%
進路のこと	55人	38.7%
学校に行きたくない気持ちになっている	54人	38.0%
友だち関係	44人	31.0%
クラスのこと	40人	28.2%
朝起きられない	40人	28.2%

■保護者（上位5項目を抜粋）

○依然として「学校に行きたくない気持ちになっている」という漠然とした不安感が多い一方、児童生徒同様、「勉強のこと」、「進路のこと」の割合が高く、不登校の状態が継続することで勉強や進路についての不安が大きくなっている。

	保護者	
学校に行きたくない気持ちになっている	153人	42.3%
勉強のこと	151人	41.7%
友だち関係	112人	30.9%
進路のこと	86人	23.8%
インターネットやゲーム等、学校以外のことの方が楽しい	81人	22.4%

イ 学校や在籍学級に通うために求める支援 ※複数回答可

■児童生徒（上位5項目を抜粋）

○「特にない」が最も多いが、次に「勉強を教えてもらうこと」が多い。

	児童生徒	
特にない	39人	27.5%
勉強を教えてもらうこと	37人	26.1%
学校内に、教室以外の居場所や勉強できる場所があること	31人	21.8%
友だちからの声かけ	26人	18.3%
学校外に、教室以外の居場所や勉強できる場所があること	23人	16.2%

■保護者（上位5項目を抜粋）

○「学校内に、教室以外の居場所や勉強できる場所があること」、「友だちからの声かけ」が多い。児童生徒と比較して、「特にない」は少ない。

	保護者	
学校内に、教室以外の居場所や勉強できる場所があること	144人	39.8%
友だちからの声かけ	139人	38.4%
学校外に、教室以外の居場所や勉強できる場所があること	114人	31.5%
先生からの声かけ	107人	29.6%
勉強を教えてもらうこと	97人	26.8%

ウ 不登校特例校に通ってみたいか・通わせてみたいか

○児童生徒においては、肯定的な回答が88人で約6割を占めている。

○保護者においては、更にニーズが高く、肯定的な回答が290人で約8割となっている。

	とても思う	少し思う	あまりそう思わない	全くそう思わない	無回答	計
児童生徒	33人	55人	33人	18人	3人	142人
	23.2%	38.8%	23.2%	12.7%	2.1%	100%
保護者	171人	119人	44人	9人	19人	362人
	47.2%	32.9%	12.2%	2.5%	5.2%	100%

エ 不登校特例校に通いたい・通わせてみたいと思う理由 ※複数回答可

■児童生徒（上位5項目を抜粋）

○「自分のペースで登校できそうだから」、「自分のペースで勉強できそうだから」が多い。

	児童生徒	
自分のペースで登校できそうだから	56人	63.6%
自分のペースで勉強できそうだから	52人	59.1%
人数が少ないから	43人	48.9%
学校にいる時間が短いから	41人	46.6%
苦手なことをサポートしてもらえそうだから	38人	43.2%

■保護者（上位5項目を抜粋）

○児童生徒同様、「自分のペースで登校できそうだから」、「自分のペースで勉強できそうだから」が多い。

○児童生徒と比べ、「苦手なことをサポートしてもらえそうだから」と回答した割合が高い。

	保護者	
自分のペースで登校できそうだから	220人	75.9%
自分のペースで勉強できそうだから	196人	67.6%
苦手なことをサポートしてもらえそうだから	193人	66.6%
人数が少ないから	160人	55.2%
友だちと勉強したり遊んだりすることができそうだから	141人	48.6%

3 不登校児童生徒に対する支援の方向性

不登校児童生徒に対する支援策については、今後、アンケート調査で得られたデータを分析し、検討していく。

なお、アンケート調査で、一定数の不登校児童生徒が不登校特例校への通学を希望し、また、その保護者が通わせたいと考えていることが把握できたことから、把握したニーズにスピード感を持って対応するため、不登校特例校の設置に向けて取組みを進めていく。

(1) 不登校特例校とは

不登校特例校とは、不登校児童生徒に対し、その実態に配慮して、特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校をいう。

令和5年4月現在、全国で24校（公立学校14校、私立学校10校）が設置されている。

【参考】不登校特例校に関する国の動き

平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、国及び地方公共団体は、不登校特例校の整備及び不登校特例校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めることとされている。

また、令和5年6月に「教育振興基本計画」及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」が閣議決定され、「不登校特例校について、各都道府県・政令指定都市に1校以上の設置を進める」旨が明記された。

(2) 施設概要（想定）

①設置場所

福岡市教育センター内（早良区百道）

【理由】

- ・市内各地からアクセスしやすく、学校以外の施設の方が不登校生徒が通いやすいこと、また、まつ風学級（適応指導教室）等との連携が図りやすいことなどを勘案し、教育センターを想定

②設置形態

不登校特例校独自の教育課程となり、専任の校長のマネジメントにより教育活動の充実を図るため、単独中学校として設置する方向で検討

③施設構成

校長室、職員室、教室、技術・美術室、多目的室、図書室、相談室、面談室

※上記については、教育センター内諸室を改修して使用し、理科室や保健室等については、教育センター内の既存の諸室を活用

④転入学対象者

不登校及び不登校傾向がある中学生

⑤想定人数

40～60人 ※他都市の状況から想定

(3) 今後のスケジュール (想定)

令和5年度 施設改修に係る検討・設計、教育課程等検討

令和6年度 施設改修工事、文部科学省協議（教育課程）、生徒募集

令和7年度 開校

(議案第 202 号)

1. アイランドシティ地区小学校校舎棟新築工事請負契約の一部変更について

契約件名	アイランドシティ地区小学校校舎棟新築工事
理 由	本件は、賃金水準及び物価水準の上昇に伴い、令和 4 年 9 月議会の議決を経て契約したアイランドシティ地区小学校校舎棟新築工事請負契約に係る契約価額を、建設工事請負契約書第 25 条 6 項の規定により変更する必要が生じたので、議会の議決を求めるものである。
契 約	令和 4 年 10 月 11 日
変更価額	変更価額 2,139,667,200 円 (194,515,200 円) 元議決額 2,017,908,200 円 (183,446,200 円) 増額 121,759,000 円 (11,069,000 円) ※ () 内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
<p>【参考：契約概要】</p> <p>○契約の相手 日建・アルシス・内藤建設工事共同企業体</p> <p>代表者・福岡市中央区六本松三丁目 16 番 33 号 日建建設 株式会社</p> <p>・福岡市博多区博多駅前三丁目 14 番 10 号 株式会社 アルシスホーム</p> <p>・福岡市中央区港二丁目 5 番 8 号 株式会社 内藤工務店</p> <p>○工事概要 鉄筋コンクリート造・4 階建て 延面積 7,627.04 m²</p> <p>○工 事 地 福岡市東区香椎照葉六丁目 28 番 33</p> <p>○工 期 議決の翌日から 514 日間 (令和 4 年 10 月 12 日から令和 6 年 3 月 8 日まで)</p> <p>○保証期間 受渡完了の日から 2 年間</p>	

(議案第 203 号)

2. アイランドシティ地区小学校講堂兼体育館棟新築工事請負契約の一部変更
について

契約件名	アイランドシティ地区小学校講堂兼体育館棟新築工事
理 由	本件は、賃金水準及び物価水準の上昇に伴い、令和 4 年 9 月議会の議決を経て契約したアイランドシティ地区小学校講堂兼体育館棟新築工事請負契約に係る契約価額を、建設工事請負契約書第 25 条 6 項の規定により変更する必要が生じたので、議会の議決を求めるものである。
契 約	令和 4 年 10 月 11 日
変更価額	変更価額 1,320,257,400 円 (120,023,400 円) 元議決額 1,254,000,000 円 (114,000,000 円) 増額 66,257,400 円 (6,023,400 円) ※ () 内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
【参考：契約概要】 ○契約の相手 オークス・東部・藤建設工事共同企業体 代表者・福岡市博多区山王二丁目 1 番 16 号 株式会社 オークス建設 ・福岡市東区原田一丁目 1 番 21 号 株式会社 東部産業 ・福岡市南区井尻五丁目 8 番 5 号 株式会社 藤建設 ○工事概要 鉄骨鉄筋コンクリート造・4 階建て 延面積 3,341.14 m ² ○工 事 地 福岡市東区香椎照葉六丁目 28 番 33 ○工 期 議決の翌日から 514 日間 (令和 4 年 10 月 12 日から令和 6 年 3 月 8 日まで) ○保証期間 受渡完了の日から 2 年間	

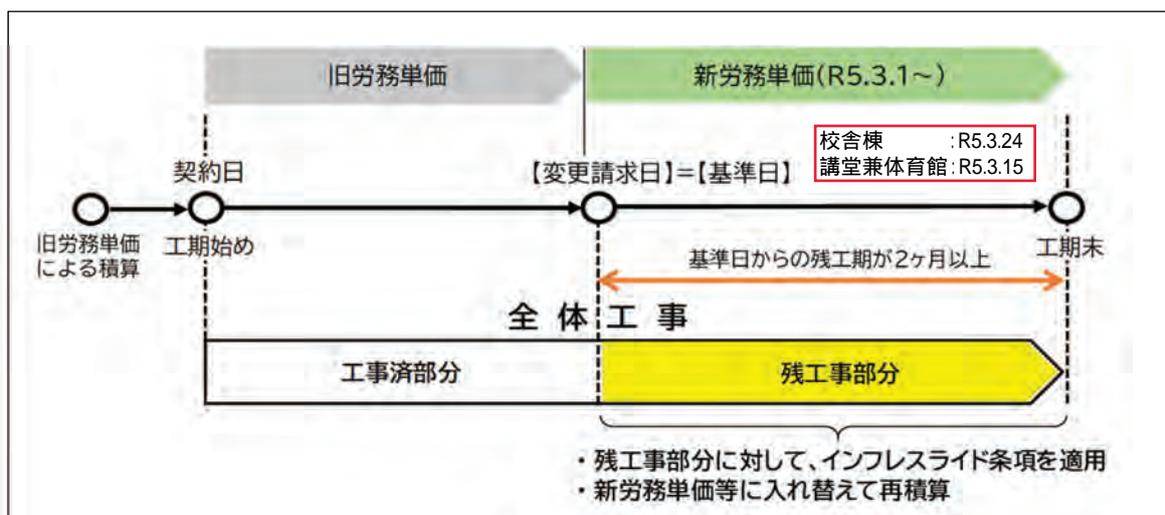
■インフレスライド条項について(建設工事請負契約書第 25 条第6項)

○予期することができない特別の事情により、工期内に労務費や工事材料費等の価格が急激に変動し、請負代金額が不相当となった場合に、残工事分の請負代金額を変更できる規定。

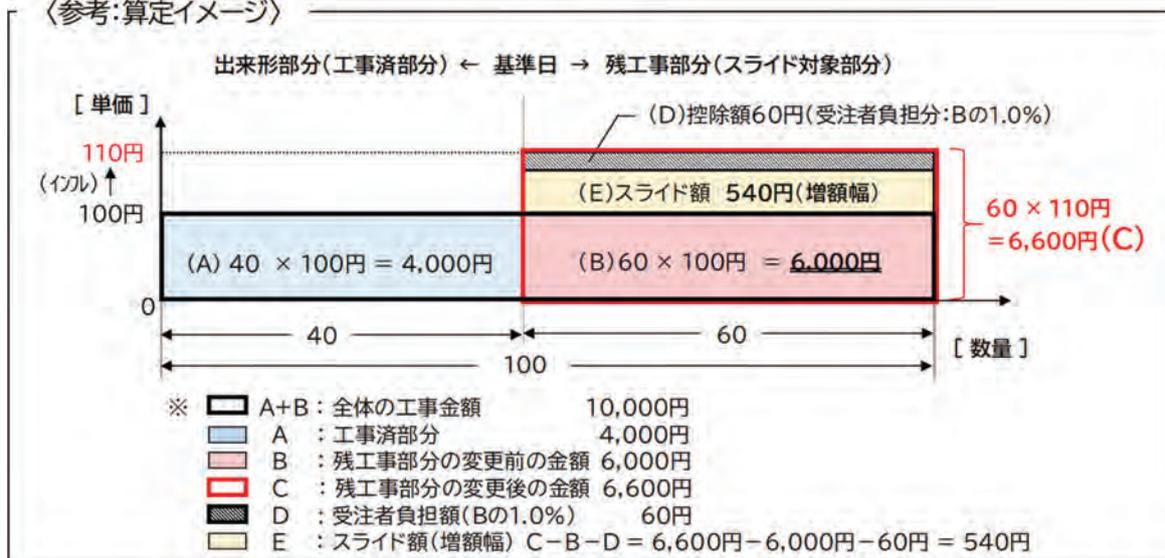
○今回、国からの通知(令和 5 年2月 14 日付)を受け、福岡市においても、インフレスライド条項の適用が決定され、財政局より関係部局に通知された。
(令和 5 年3月1日付)

○インフレスライドの対象工事は、令和 5 年2月28 日以前に契約がなされた工事で、受注者による変更請求日(=基準日)からの残工期が2ヶ月以上あるもの。また、スライド額は、基準日以降における残工事部分の旧単価を、新労務単価等に入れ替えて再積算し、その金額から受注者の負担割合分※(変更前の残工事金額の 100 分の 1)を控除した金額となる。

※国のマニュアルにおいて、工事請負契約書第 29 条「不可抗力による損害」に準拠するものとして定められた値。



〈参考:算定イメージ〉



議案第204号 小学校校舎の取得について

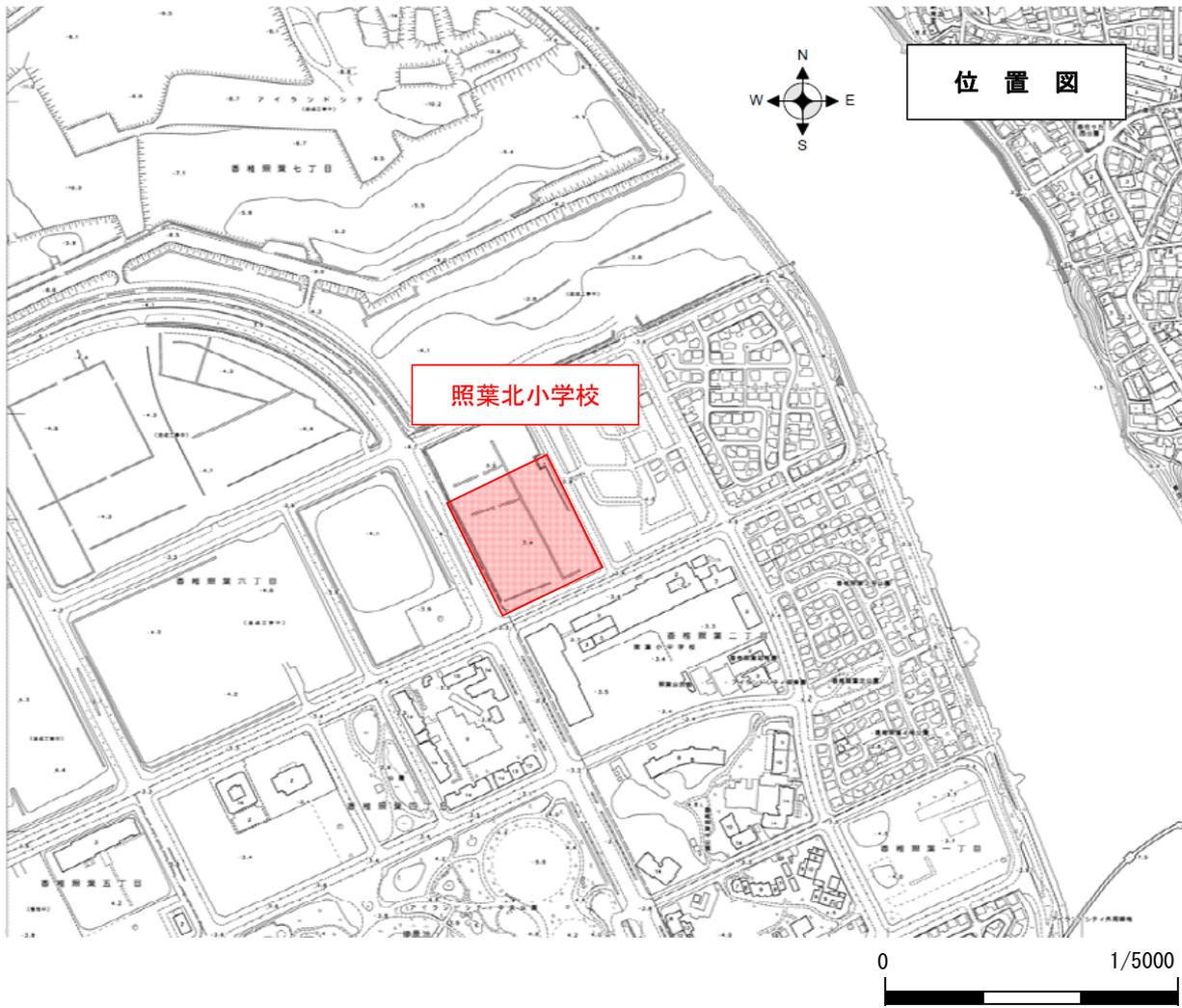
本件建物は、照葉北小学校校舎として取得するものであるが、その予定価格が6,000万円以上であるので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものである。

学 校 名	照葉北小学校					
建 設 年 度	平成29年度・平成30年度					
供 用 開 始 年 度	平成31年度					
所 在 地	福岡市東区香椎照葉七丁目5番1号					
取 得 す る 建 物	校舎棟	講堂兼体育館棟	体育用具室	危険物倉庫 ごみ置き場	飼育小屋	合計
	鉄骨造 4階建	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 平家建	鉄骨造 平家建	
全 体 の 面 積	9,459.62㎡	1,394.35㎡	92.00㎡	26.91㎡	11.34㎡	10,984.22㎡
取 得 済 面 積	2,700.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	2,700.00㎡
今 回 取 得 面 積	<u>6,759.62㎡</u>	<u>1,394.35㎡</u>	<u>92.00㎡</u>	<u>26.91㎡</u>	<u>11.34㎡</u>	<u>8,284.22㎡</u>
未 取 得 面 積	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡
買 入 価 額	2,790,944,362円（建物購入費2,760,637,364円、利子30,306,998円）					
取 得 の 相 手 方	福岡市中央区長浜三丁目11番3号 公益財団法人 福岡市施設整備公社					

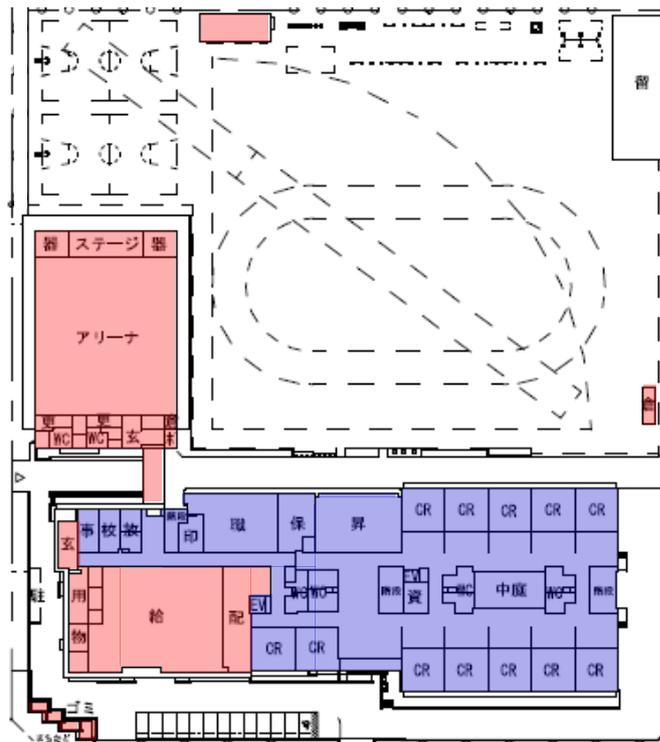
注) 最終的な支払額は、上記買入価額に令和5年7月26日から支払完了日までの間において、公益財団法人福岡市施設整備公社が支払う利子相当額を加算した額となる。

(主な教室等)

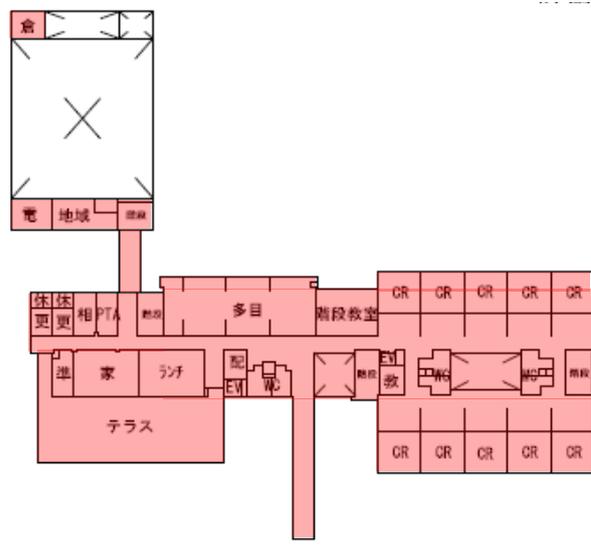
- ・普通教室 21室
- ・特別教室 6室
- ・プール



照葉北小学校

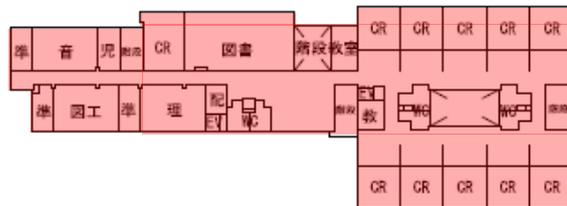


配置図兼1階平面図

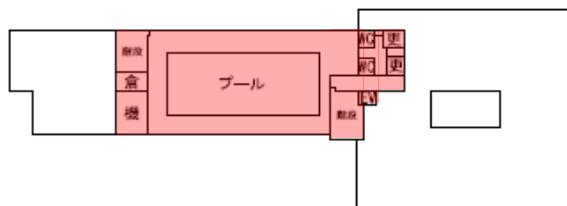


2階平面図

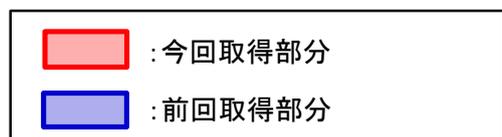
	: 今回取得部分
	: 前回取得部分



3階平面図



4階平面図



議案第 208 号

学校の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 1 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、学校の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものである。

学校の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

学校の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
個人が特定される情報については掲示しておりません。	1,151,995 円

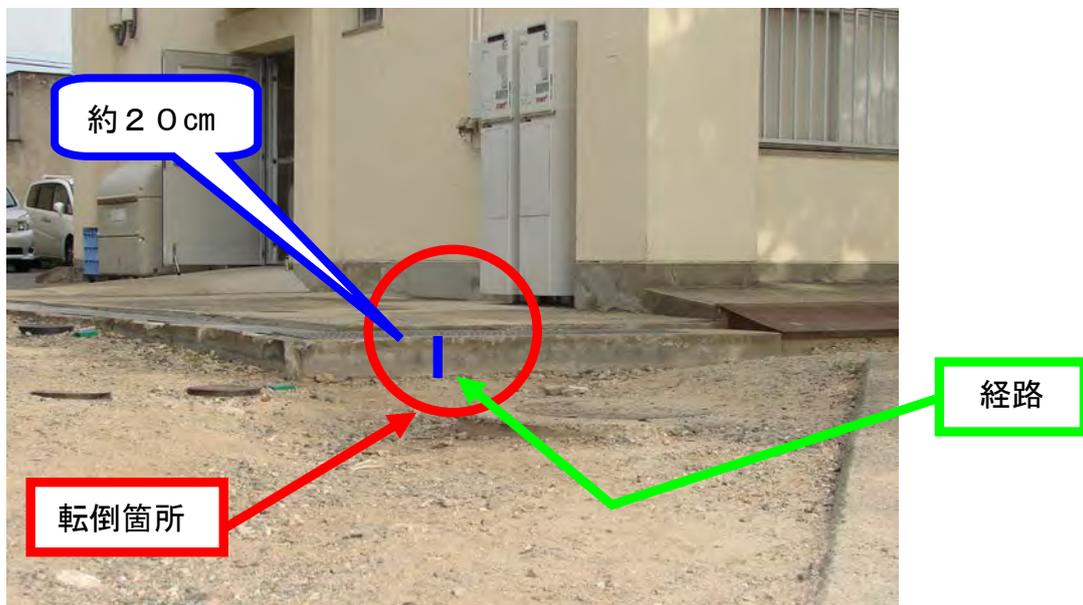
2 事件の概要

平成22年10月22日午後4時15分頃、相手方 氏が、市立 小学校の敷地内を歩行中、当該敷地内に設置されていた排水溝と地面との境に段差が生じていたため、当該段差に足を取られ、転倒して負傷し、損害が生じたものである。

事故現場位置図



事故当時の現場写真



舗装後の事故現場写真

